

○ 文部科学省
厚生労働省 令第一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第一号及び第二号並びに第四十条第二項第二号並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正）

第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省
厚生労働省 令第二号）の一部を次の表のように改

正する。

改正後	改正前
<p>(社会福祉士の養成に係る学校の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ ニの専任教員のうち一人はソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。</p> <p>ト ソーシャルワーク演習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者</p> <p>(5) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般</p>	<p>(社会福祉士の養成に係る学校の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ ニの専任教員のうち一人は相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習指導又は相談援助実習を教授できる者であること。</p> <p>(新設)</p>

養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号） 第五条
第一号トの(1)から(4)までに掲げる者

チ ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授する教員は、トの(1)から(4)までに掲げる者のいずれかであること。

リ ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。

ル (略)
リ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ク (略)

ト 相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習を教授する教員の員数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。

リ (略)
ル 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ク (略)

ワ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、ソーシャルワーク実習を行うのに適当なもの（以下この号及び第九条第一項第十号において「実習施設等」という。）をソーシャルワーク実習に利用できること。ただし、ソーシャルワーク実習の一部については、ソーシャルワーク実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

カ 実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。ヨにおいて同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

ヨ 一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

タ（略）

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、トからリまで、ワからヨまで、レ及びソに該当するものであること。

ロ（略）

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヲ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、相談援助実習を行うのに適当なもの（以下この号及び第九条第一項第十号において「実習施設等」という。）を相談援助実習に利用できること。ただし、相談援助実習の一部については、相談援助実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

ワ 実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。カにおいて同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

カ 一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

ヨ（略）

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ト、チ、ヲからカまで、タ及びレに該当するものであること。

ロ（略）

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ (略)

第四条 法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ホ (略)

へ 二の専任教員のうち一人は社会福祉の原理と政策、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉又は貧困に対する支援を、一人はソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからソまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 前条第一号トからリまで、ワからヨまで、レ及びソ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第三条、第四条関係）

科 目	時 間 数	
	成学校	社 会 福 祉 士 一 般 養 成 学 校
医学概論		三〇
心理学と心理的支援		三〇
社会学と社会システム		三〇
社会福祉の原理と政策		六〇
社会保障		六〇
権利擁護を支える法制度	六〇	三〇

リ・ヌ (略)

第四条 法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ホ (略)

へ 二の専任教員のうち一人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度を、一人は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習又は相談援助実習指導を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからレまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 前条第一号ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第三条、第四条関係）

科 目	時 間 数	
	成学校	社 会 福 祉 士 一 般 養 成 学 校
人体の構造と機能及び疾病		三〇
心理学理論と心理的支援		三〇
社会学理論と社会システム		三〇
現代社会と福祉		六〇
社会調査の基礎		三〇
相談援助の基盤と専門職	六〇	六〇

保健医療と 貧困に対す る支援	児童・家庭 福祉	障害者福祉	高齢者福祉	包括的支援 体制	地域福祉と 度的支援	権利擁護を 支える法制 度	社会保障	社会福祉の 原理と政策	社会福祉の システム	心理学と心 理的支援	医学概論	材によ る授業	
					一八〇			一八〇				授業	
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	一八〇	九〇	一八〇	一八〇	九〇	九〇	九〇	材によ る授業	
												授業	
高齢者に対 社会保障	経営 の組織と	福祉サービ と福祉計画	福祉行財政	地域福祉の 理論と方法	相談援助の 理論と方法	職 相談援助の 基礎と専門	基礎 相談援助の 基礎	社会調査の 福祉	現代社会と 福祉	社会理論と 社会システ ム	援助と心理的 心理学理論 と心理的支 援	人体の構造 と機能及び 疾病	材によ る授業
				一八〇	三六〇				一八〇				授業
一八〇	一八〇	九〇	九〇	一八〇	三六〇	一八〇	九〇	一八〇	九〇	九〇	九〇	材によ る授業	
												授業	

備考	合計	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習(専門)	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習
備考 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、 入学する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の履修を免除することができる。	一、二 八七			二四三	三二四		
	六三			二七	三六		
	二四〇	二四〇					
	二、八 〇八			二四三	三二四		八一
	七二			二七	四五		
	二四〇	二四〇					

備考	合計	(新設)	相談援助実習	相談援助実習指導	相談援助実習	相談援助実習
備考 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、 入学する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。	一、三 六八				二四三	四〇五
	七二				二七	四五
	一八〇	一八〇				
	二、九 八八				二四三	四〇五
	七二				二七	四五
	一八〇	一八〇				

(社会福祉に関する科目を定める省令の一部改正)

第二条 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年
文部科学省
厚生労働省
令第三号)の一部を次の表のように改
正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第七条第一号の社会福祉に関する科目)</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第二十一号までに掲げる科目とする。</p> <p>一 医学概論</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 心理学と心理的支援</p> <p>三 社会学と社会システム</p> <p>四 社会福祉の原理と政策</p> <p>五 社会保障</p> <p>六 権利擁護を支える法制度</p> <p>七 地域福祉と包括的支援体制</p> <p>八 高齢者福祉</p> <p>九 障害者福祉</p> <p>十 児童・家庭福祉</p> <p>十一 貧困に対する支援</p> <p>十二 保健医療と福祉</p> <p>十三 刑事司法と福祉</p> <p>十四 ソーシャルワークの基盤と専門職</p> <p>十五 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)</p> <p>(削る)</p>	<p>(法第七条第一号の社会福祉に関する科目)</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十六号までに掲げる科目とする。</p> <p>一 次に掲げる科目のうち一科目</p> <p>イ 人体の構造と機能及び疾病</p> <p>ロ 心理学理論と心理的支援</p> <p>ハ 社会学理論と社会システム</p> <p>二 現代社会と福祉</p> <p>三 社会調査の基礎</p> <p>四 相談援助の基盤と専門職</p> <p>五 相談援助の理論と方法</p> <p>六 地域福祉の理論と方法</p> <p>七 福祉行財政と福祉計画</p> <p>八 福祉サービスの組織と経営</p> <p>九 社会保障</p> <p>十 高齢者に対する支援と介護保険制度</p> <p>十一 障害者に対する支援と障害者自立支援制度</p> <p>十二 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度</p> <p>十三 低所得者に対する支援と生活保護制度</p> <p>十四 保健医療サービス</p> <p>十五 次に掲げる科目のうち一科目</p> <p>イ 就労支援サービス</p>

(削る)

- 十六 ソーシャルワークの理論と方法
- 十七 ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 十八 社会福祉調査の基礎
- 十九 福祉サービスの組織と経営
- 二十 ソーシャルワーク演習
- 二十一 ソーシャルワーク演習(専門)
- 二十二 ソーシャルワーク実習指導
- 二十三 ソーシャルワーク実習

(法第七条第二号の社会福祉に関する基礎科目)

第二条 法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一 医学概論

(削る)

(削る)

(削る)

- 二 心理学と心理的支援
 - 三 社会学と社会システム
 - 四 社会保障
 - 五 権利擁護を支える法制度
 - 六 高齢者福祉
 - 七 障害者福祉
 - 八 児童・家庭福祉
 - 九 貧困に対する支援
 - 十 保健医療と福祉
 - 十一 刑事司法と福祉
 - 十二 ソーシャルワークの基盤と専門職
- (削る)
- (削る)

ロ 権利擁護と成年後見制度

ハ 更生保護制度

十六 相談援助演習

十七 相談援助実習指導

十八 相談援助実習

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第七条第二号の社会福祉に関する基礎科目)

第二条 法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

一 次に掲げる科目のうち一科目

イ 人体の構造と機能及び疾病

ロ 心理学理論と心理的支援

ハ 社会学理論と社会システム

二 社会調査の基礎

三 相談援助の基盤と専門職

四 福祉行財政と福祉計画

五 福祉サービスの組織と経営

六 社会保障

七 高齢者に対する支援と介護保険制度

八 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

九 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

十 低所得者に対する支援と生活保護制度

十一 保健医療サービス

十二 次に掲げる科目のうち一科目

イ 就労支援サービス

ロ 権利擁護と成年後見制度

(削る)

十三 ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)

十四 社会福祉調査の基礎

十五 福祉サービスの組織と経営

十六 ソーシャルワーク演習

2 | 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令 (平成二

十三年文部科学省・厚生労働省令第三号) 第一条第十九号に規定

するソーシャルワーク演習を履修した者については、前項第十六

号に規定するソーシャルワーク演習の履修を免除することができ

る。

(法第四十条第二項第二号の社会福祉に関する科目)

第三条 法第四十条第二項第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十五号までに掲げる科目とする。

- 一 医学概論
- 二 心理学と心理的支援
- 三 社会学と社会システム
- 四 社会福祉の原理と政策
- 五 社会保障
- 六 高齢者福祉
- 七 障害者福祉
- 八 児童・家庭福祉
- 九 貧困に関する支援
- 十 保健医療と福祉
- 十一 ソーシャルワークの基盤と専門職
- 十二 ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)
- 十三 ソーシャルワークの理論と方法
- 十四 ソーシャルワークの理論と方法 (専門)

ハ 更生保護制度

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第四十条第二項第二号の社会福祉に関する科目)

第三条 法第四十条第二項第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十三号までに掲げる科目とする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
- 二 心理学理論と心理的支援
- 三 社会学理論と社会システム
- 四 現代社会と福祉
- 五 相談援助の基盤と専門職
- 六 相談援助の理論と方法
- 七 社会保障
- 八 高齢者に対する支援と介護保険制度
- 九 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- 十 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- 十一 低所得者に対する支援と生活保護制度
- 十二 保健医療サービス
- 十三 相談援助演習
- 十四 相談援助実習指導

十五 ソーシャルワーク演習

十六 ソーシャルワーク演習（専門）

十七 ソーシャルワーク実習指導

十八 ソーシャルワーク実習

（実習演習科目の時間数等）

第四条 第一条第二十号から第二十三号まで及び前条第十五号から第十八号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

一 次に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数以上であること。

イ 第一条第二十号及び前条第十五号に掲げる科目 三十時間

ロ 第一条第二十一号及び前条第十六号に掲げる科目 百二十時間

ハ 第一条第二十二号及び前条第十七号に掲げる科目 九十時間

ニ 第一条第二十三号及び前条第十八号に掲げる科目 二百四十時間

二 前号イに規定する科目を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

ハ 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

ニ 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な

十五 相談援助実習

（新設）

（新設）

（新設）

（実習演習科目の時間数等）

第四条 第一条第十六号から第十八号まで及び前条第十三号から第十五号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

一 次に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数以上であること。

イ（新設） 第一条第十六号及び前条第十三号に掲げる科目 百五十時間

ロ 第一条第十七号及び前条第十四号に掲げる科目 九十時間

ハ 第一条第十八号及び前条第十五号に掲げる科目 百八十時間

ニ（新設）

知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

- ホ 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省・厚生労働省令第三号）第一条第三項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者
- 三 第一号から二までに規定する科目を教授する教員は、前号イから二までに掲げる者のいずれかであること。

- 四 実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）二十人につき一人以上とする。

- 五 第一号から二までに規定する科目を教授する教員のうち一人は、専任教員であること。
- 六 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワ

- 二 実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

ハ 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

- 二 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- 三 実習演習担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）二十人につき一人以上とすること。

- 四 実習演習担当教員のうち一人は、専任教員であること。

- 五 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、相談援助演習を

ク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

七 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、ソーシャルワーク実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）をソーシャルワーク実習に利用できること。ただし、ソーシャルワーク実習の一部については、ソーシャルワーク実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

八 実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

九 一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

2 | 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第一項第十九号に規定するソーシャルワーク演習を履修した者については、第一条第二十号及び第三条第十五号に規定するソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

3 | 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第一項第二十二号に規定するソーシャルワーク実習を履修した者については、第一条第二十三号及び第三条第十八号に規定するソーシャルワーク実習の実施について、六十時間を超えない範囲で、第一項第一号二に定める時間数の一部を免除することができる。

行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

六 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、相談援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）を相談援助実習に利用できること。ただし、相談援助実習の一部については、相談援助実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

七 実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

八 一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

（新設）

（新設）

(実習演習科目の確認)

第五条 第一条又は第三条に規定する科目を開設する学校教育法に基づく学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、その学校等の教育課程において開設し、又はしようとする実習演習科目が前条第一項各号に掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（学校教育法第一条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあつては、厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

2 4 (略)

(確認の取消し)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第五条第一項の確認をした実習演習科目が第四条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

(資料の提出等)

第九条 (略)

2 前項の場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第五条第一項の確認をした実習演習科目が第四条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

(講習会修了者名簿の提出)

第十条 第四条第一項第二号二及び第八号に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別、当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実習演習科目の確認)

第五条 第一条又は第三条に規定する科目を開設する学校教育法に基づく学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、その学校等の教育課程において開設し、又はしようとする実習演習科目が前条に掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（学校教育法第一条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあつては、厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

2 4 (略)

(確認の取消し)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第五条第一項の確認をした実習演習科目が第四条に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

(資料の提出等)

第九条 (略)

2 前項の場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第五条第一項の確認をした実習演習科目が第四条各号に掲げる要件に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

(講習会修了者名簿の提出)

第十条 第四条第二号二及び第七号に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別、当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

附 則

(助教の在職に関する経過措置)

第三条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第七項の助教の職にあった者は、第四条第一項第二号イの規定の適用については、准教授の職にあった者とみなす。

(実習演習担当教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に学校等において、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)第一条による改正前の法第七条第一号又は第三十九条第二号に規定する社会福祉に関する科目のうち社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習又は社会福祉援助技術現場実習指導を教授する教員については、第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、実習演習科目を教授することができる。

(実習指導者に関する経過措置)

第五条 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

2 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法(昭和三十八年法律

附 則

(助教の在職に関する経過措置)

第三条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第七項の助教の職にあった者は、第四条第二号イの規定の適用については、准教授の職にあった者とみなす。

(実習演習担当教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に学校等において、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)第一条による改正前の法第七条第一号又は第三十九条第二号に規定する社会福祉に関する科目のうち社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習又は社会福祉援助技術現場実習指導を教授する教員については、第四条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、実習演習科目を教授することができる。

(実習指導者に関する経過措置)

第五条 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

2 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法(昭和三十八年法律第百三

第百三十三号)第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として
八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十
一日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相
当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者
を実習指導者とすることができる。

十三号)第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以
上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日ま
での間において第四条第七号に規定する講習会に相当するものと
して厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者
とすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新学校規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用し、当該各号に定める日の前日において現に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校（以下「社会福祉士学校」という。）において社会福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。

- 一 社会福祉士学校のうち修業年限が三年を超えるもの 令和三年四月一日
- 二 社会福祉士学校のうち修業年限が二年を超える三年以下のもの 令和四年四月一日
- 三 社会福祉士学校のうち修業年限が一年を超える二年以下のもの 令和五年四月一日
- 四 社会福祉士学校のうち修業年限が一年以下のもの 令和六年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新学校規則の規定の適用前においても、新学校規則の規定の例により行うことができる。

第三条 第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校の専門課程若しくは各種学校（以下「学校等」という。）において第二条の規定による改正前の社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条各号、第二条第一項各号若しくは第三条各号に掲げる科目を修めた者又は施行日前に学校等に入学し、施行日において当該学校等に在学する者に係る科目省令第一条から第三条までに規定する科目については、第二条の規定による改正後の科目省令第一条から第三条までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 第二条の規定による改正後の科目省令第五条第一項の規定による確認及びこれに関して必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の科目省令の規定の例により行うこと

ができる。